

平成 年度  
第 号

# 物品借入契約書

(レンタル取引用)

契約名

契約金額

								円也
--	--	--	--	--	--	--	--	----

〔うち消費税額及び  
地方消費税額 円〕

## 内 訳

品名	単位	数量	単価	月額賃貸借料	月数	合 価	備考
			円	円		円	

この契約を履行するにつき、 を甲とし、  
を乙として次の条項により契約を締結する。

## 第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに仕様書に添付された図面(以下「仕様書等」という。)の定めに従い契約物品を設置期限までに甲の指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

2 月の中途において契約し、又は解約した場合は、月額賃貸借料の30分の1を1日当たりの料金とし、これに当月の賃貸借日数を乗じて算定するものとする。なお、その金額に円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(設置期限、設置場所及び契約期間)

第3条 契約物品の設置期限及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 設置期限 平成 年 月 日

(2) 設置場所

2 乙は、前項第1号記載の設置期限までに同項第2号記載の設置場所に契約物品の設置を完了するものとする。

3 契約物品の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

なお、この契約は契約期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して満1か年間なおその効力を有するものとする。以降における満期のときもまた同様とする。

(権利・義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときは、この限りでない。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第7条 仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面(以下「承認図面」という。)は、仕様書に添付された図面の一部となったものとみなす。承認図面が仕様書に添付された図面に定めるところと矛盾する場合は、承認図面が優先する。

2 乙は、承認図面に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(設置計画の届出)

第8条 乙は、甲が指示した場合は、甲の指定する書面により速やかに設置の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

(物品の運送等に係る諸経費)

第9条 包装、こん包及び設置場所までの運送並びに契約物品の据付け調整等(仕様書等を含めた場合に限る。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

2 契約期間の満了に伴う契約物品の撤去及び運送等に必要な経費は乙の負担とする。

## 第2章 契約の履行

(物品の設置)

第10条 乙は、契約物品を設置場所に設置(仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。)しようとするときは、甲の指定する書面により甲又は甲が指定する設置場所の施設の長に通知するものとする。

2 乙は、契約物品を設置し、契約物品に係る履行が完了したときは、これを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 第1項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する設置場所の施設の長又はそれぞれの指定する社員の確認を受けたのち、その指示するところにより開こんの上、その指定する場所に設置するものとする。

4 乙は、第三者に契約物品を設置させる場合には、仕様書等に定める設置方法及び第3項に規定する事項を物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

(履行完了の届出)

第11条 乙は、履行を完了したときは、一定期間ごとに遅滞なく書面をもって甲に届け出るものとする。

(検査)

第12条 甲又は甲が検査を行う者として定めた社員(以下「検査社員」という。)は、第10条第2項及び前条の規定により通知を受けた日から起算して10日以内に、甲の指示に基づき乙の立会いを求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を設置する前に、甲の指定する場所で検査を行うことができる。

3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対してその結果を通知するものとする。

なお、第10条第2項の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

4 乙は、検査社員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

6 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(物品の管理)

第13条 乙は、甲に対して契約物品の取扱い及び管理について、適切な指導を行わなければならない。

2 甲は、契約物品を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。

3 契約期間における甲の責めに帰すべき事由による契約物品の滅失、毀損等の責任は、甲の負担とする。

(物品の維持補修)

第14条 乙は、乙の負担において、甲が契約物品を常時正常な状態で使用できるように、点検、調整を行わなければならない。

2 契約物品が故障した場合、乙の負担において、直ちに契約物品の修理に着手し、又は契約物品の交換等を行い、速やかに契約物品を正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の維持補修が遅延し、そのために1日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間に応じて第19条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 乙は、物品の設置場所に出入りするときは、あらかじめ甲の了解を得なければならない。

(物品の取替又は改造)

第15条 甲は、自己の都合により契約物品を取り替え、又は改造する場合は、あらかじめ文書をもって乙に通知し、乙の承認を得て行うものとする。この場合に要する費用は、甲の負担とする。

(賃貸借料の減額)

第16条 第14条第2項の維持補修が遅延し、そのために1日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間の賃貸借料は、1か月を30日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

(代金の請求及び支払)

第17条 乙は、契約物品を設置し、契約物品に係る履行内容が甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、当月の10日までに受け付けたものについては、当月の末日(当月の末日が土日祝休日の場合は前営業日)、当月の25日までに受け付けたものについては、翌月の15日(翌月の15日が土日祝休日の場合は前営業日)(以下「約定期限」という。)に支払うものとする。ただし、郵便振替払出証書で支払う場合にあつては、同証書の発行を支払日に行い、発行する月の末日までに支払う。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 乙は、履行完了部分に相応する代金相当額の金額について、部分払を請求することができる。

なお、部分払の回数については、 回以内とする。

( 支払遅延利息 )

第 18 条 甲は、約定期限に代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年 3 . 4 % の率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

( 設置期限の猶予 )

第 19 条 乙は、設置期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び設置予定日を甲に申し出て、設置期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、設置期限を猶予しても、支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した設置予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 乙が設置期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める設置期限の猶予の承認の有無にかかわらず、設置期限の翌日から起算して、契約物品設置の日（設置遅延後甲が契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該物品の契約金額に年 7 . 3 % の率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

3 前項に規定する場合において、その期間の賃貸借料は、1 か月を 30 日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が契約物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

4 第 2 項の規定による遅滞金のほかに、第 25 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

5 甲は、乙が設置期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 25 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

### 第 3 章 契約の効力等

( 契約物品の設置不能等の通知 )

第 20 条 乙は、理由の如何を問わず、設置期限までに契約物品を設置する見込みがなくなった場合、又は契約物品を設置することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

( 契約物品の瑕疵等による債務不履行 )

第 21 条 乙は、瑕疵（数量の不足を含む。以下同じ。）のない、かつ、仕様書等のために適合する契約物品を設置するものとする。

2 設置された契約物品に瑕疵がある場合、又は契約物品が仕様書等のために違背する場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合におけ

る数量の追加を含む。以下同じ。)又は代金の減額を請求することができる。甲は、契約物品の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。

- 3 甲が、契約物品の修補を請求した場合で、修補期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第19条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。また、その期間の賃貸借料は、第19条第3項の規定に準じて計算した金額を減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。
- 4 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違背が重大と認める場合又は乙が第2項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第25条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第25条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違背が発見された場合は、発見後6か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第2項の規定に基づく契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第2項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第4章 契約の変更等

##### (契約の変更)

第22条 甲は、契約物品の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、設置期限、設置場所、契約期間、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、設置期限、契約期間を変更するため、甲と協議することができる。

##### (事情の変更)

第23条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合

に準用する。

(甲の解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が設置期限(第19条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、契約物品を設置しなかったとき又は設置できないことが客観的に明らかとなるとき。
- (2) 契約物品が第12条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第14条に定める物品の維持補修ができなくなったとき。
- (4) 第21条第4項に該当するとき。
- (5) 前4号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (6) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (7) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (8) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (9) 乙が、反社会的勢力と判明した場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア 会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (10) 乙が甲とに取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (11) 乙が再委託を行う場合において、当該再委託先相手が次の各号に該当するとき。

ア 反社会的勢力であるとき

イ 前記に掲げるほか、社会的妥当性を欠く不当な要求をしたとき

ウ 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。ただし、契約解除の日から起算して90日より前に、甲が書面により乙に契約解除の意思を示した場合は、乙は甲に対して契約解除前に生じた一切の損害の賠償を請求できないものとする。また、甲は、前項第9号から11号により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じたとしても、これを一切賠償しないものとする。

(違約金)

第25条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金(損害賠償の予定)として解約部分に対する金額の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第19条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。
- 4 前条第2項の規定により、乙がこの契約の全部又は一部を甲により解除された場合、違約金は発生しないものとする。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第26条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金として契約金額(契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払う金額とする。)の100分の20に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法第66条第4項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同報第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- 2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

(乙の解除権)

第27条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項に規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。
- 4 乙は、契約解除の意思がある場合、契約解除の日から起算して90日より前に、甲に書面により契約解除の意思を示した場合は、前1項に関わらず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(知的財産権)

第28条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる

一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第29条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

## 第5章 個人情報保護及び秘密の保全

(個人情報保護及び秘密の保全)

第30条 乙は、この契約に関して甲から開示を受けた情報及びこの契約の債務の履行に関して知り得た甲及び甲の顧客等の情報(以下「秘密情報」という。)を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持し、秘密情報の漏えい、不正アクセス、滅失又はき損を防止するために必要かつ適切な措置をとらなければならない。

2 乙は、秘密情報をこの契約の履行以外の目的に利用してはならない。

3 乙は、秘密情報を盗用・改ざんしたり、第三者に開示・漏えいしてはならない。

4 乙は、秘密情報を複製してはならない。

5 乙は、乙の役員又は従業者であっても、この契約の履行のために必要のない者に秘密情報を開示してはならない。

6 乙は、この契約終了時に、甲の求めに応じ、秘密情報の一切を甲に返還するか、又は、甲の指示する方法でこれらを廃棄又は消去しその旨の証明書を甲に交付するものとする。

7 乙は、自己又はその委託先が第1項から前項までの定めに違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8 本条の義務は、この契約の終了後も引き続き存続する。

## 第6章 雑則

(損害賠償)

第31条 第24条、第25条、第26条、第27条及び第30条に規定する損害賠償のほか、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙は必要な措置を講じるとともに、その損害を賠償するものとする。

(調査)

第32条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその社員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第33条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

( 裁判所管轄 )

第 3 4 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

この契約を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 年 月 日

甲 契約責任者

乙 貸 主 住所

氏名